

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 新庄村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
277	590	63	931

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	1,766	1,732	34	10	-	1,578	
新庄村土地取得特別会計	0	0	0	0	-	-	
新庄村高齢者等用牛飼育型事業特別会計	9	2	7	7	-	-	
一般会計等	1,775	1,734	41	18	-	1,578	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
新庄村国民健康保険事業特別会計	212	149	62	62	7	-	-	
新庄村老人保健事業特別会計	4	1	3	3	-	-	-	
新庄村簡易水道事業特別会計	25	24	1	1	11	309	287	法非適用企業
新庄村国民健康保険歯科診療施設特別会計	74	70	4	4	50	-	-	
新庄村介護保険特別会計	134	127	7	7	19	-	-	
新庄村下水道事業特別会計	97	94	3	1	75	764	763	法非適用企業
新庄村宅地造成事業特別会計	3	3	0	12	3	17	0	法非適用企業
新庄村国民健康保険診療所特別会計	165	158	7	7	100	-	-	
新庄村後期高齢者医療特別会計	13	13	0	0	6	-	-	
新庄村農業共済事業特別会計	17	16	0	11	-	-	-	法適用企業
公営企業会計等 計				108		1,090	1,050	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計	69	67	2	2	-	-	-	
岡山県後期高齢者医療広域連合特別会計	216,791	216,550	241	241	3,798	-	-	
岡山県市町村総合事務組合一般会計	10,544	10,065	479	312	1,616	-	-	
岡山県市町村総合事務組合貸付金特別会計	1,430	843	587	814	-	-	-	
岡山県市町村事務組合返還付金特別会計	61	57	3	Δ 57	60	-	-	
岡山県市町村総合事務組合交通安全普及共済特別会計	8	4	4	4	-	-	-	
岡山県市町村税整理組合	72	66	6	6	2	-	-	
真庭広域市町村圏事務組合	14	3	11	11	-	-	-	
一部事務組合等 計				1,333				

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
株式会社メルヘンプラザ	9	30	15	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			15	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	251	214	Δ 37
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	765	769	4
充当可能基金	1,016	983	Δ 33

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	7.39	1.89	Δ 5.50	Δ 15.00	Δ 20.00	新庄村簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比	15.25	12.32	Δ 2.93	Δ 20.00	Δ 40.00	新庄村下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	9.0	9.8	0.8	25.0	35.0	新庄村宅地造成事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	41.5	40.5	Δ 1.0	350.0		新庄村農業共済事業特別会計	-	-	-
財政力指数	0.33	0.30	Δ 0.03						
経常収支比率	82.1	77.7	Δ 4.4						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(Δ-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 Δ20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。